

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 湯川村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	108.1%
全職員	68.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	94.2%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	94.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	97.4%
26～30年	94.2%
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	87.2%
6～10年	102.4%
1～5年	104.7%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、短時間勤務（週20時間未満を目安とする）の職員については全体の算出値に与える影響を鑑み算定から除外している。
- ・役職段階について、当村には本庁部局長・次長相当職に該当する職がないため記載なし。
- ・上記以外でハイフン（—）表記されている箇所については、男女いずれかで該当者がいないことを示している。
- ・男性職員の中での会計年度任用職員の割合は約17%であるのに対し、女性職員の中での会計年度任用職員の割合は約63%であるため、女性の方が男性よりも平均年間給与の低い会計年度任用職員の影響を大きく受ける。よって全体の男女の給与の差異は、他と比べて広がっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。